

香取市骨髓移植ドナー支援事業

香取市では、令和4年4月1日より骨髓等の移植及びドナー登録の推進を図るため、骨髓等を提供したドナーと、国内の事業所においてそのドナーを雇用する事業所に対して助成金を交付します。

対象

 **ドナー（骨髓等の提供を完了した方）**

 **事業所（ドナーを雇用する事業所）**

要件

以下の要件を満たすものとします（令和4年4月1日以降の提供完了に適用）

- 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を完了したことを証明する書類の交付を受けている方
- 骨髓等の提供を完了した日において、市内に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記録されている方
- 申請日時点で本市の市税の滞納がない方
- 他の地方公共団体からの助成その他これに相当するものの交付を受けていない方

- ドナーにドナー休暇を与えた事業所
- ドナーを雇用し、その者について他の地方公共団体からの助成その他これに相当するものの交付を受けていない事業所
- 申請日時点で市税等（市外に事業所を有する場合は、所在地の市町村税）の滞納がない事業所

助成額

 **骨髓等の提供に要する以下の通院等の日数に応じて助成します**

健康診断又は自己血貯血に係る通院の日数

骨髓等の採取に係る入院の日数

その他骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院等の日数

1日/2万円（上限7日間・14万円）

1日/1万円（上限7日間・7万円）

申請方法

 **以下の書類を香取市健康づくり課へ提出してください**

香取市所定の申請書（市ホームページからダウンロード可）

- 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を完了したこと及び通院等の日数を証明する書類
- 市内に住所を有することが確認できる書類
- 市税に滞納がないことを証明する書類

- ドナーとの雇用契約を証明できる書類
- 就業規則等及びドナー休暇を取得した日数を確認できる書類
- ドナーに係る骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したこと及び通院等の日数を証明する書類
- 市税に滞納がないことを証明する書類

【問い合わせ先】

〒287-8501 香取市佐原口2127

電話：0478-50-1235

香取市役所 福祉健康部 健康づくり課

FAX：0478-54-7462